

送電線付近で工事をされる皆様へ



HPリンク

(電線の近くで作業される方へ)

◆労働安全衛生法第20条第3号・関連労働安全衛生規則349条抜粋

事業者は架空電線に近接する場所で工作物の作業等を行う場合において当該作業に従事する労働者が当該充電線路に接近して感電するおそれがあるときは次の措置を講じる必要がある。

- 1 当該充電線路を移設すること。
- 2 感電の事故を防止するための囲いを設けること。
- 3 当該充電線路に絶縁用防護具を装着すること。
- 4 前記1～3の措置が困難なときは監視人を置き作業を監視すること。

◆労働基準局通達 基発第759号

1 送電線に対して安全な離隔距離を保つこと

移動式クレーン等の機体、ワイヤーロープ等が目測上の誤差等により離隔距離内に入ることを防止するために、移動式クレーン等の行動範囲を規制するための木柵、移動式クレーンのジブ等の行動範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましいこと。

(電圧ごとの離隔距離は裏面に記載)

2 監視責任者を配置すること

移動式クレーン等を使用する作業については的確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し、安全な作業の遂行に努めること。

3 作業計画を事前打合せすること

この種作業の作業計画の作成にあたっては、事前に電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程、方法、防護措置、監視の方法、送配電線類の所有者の立会等について十分打ち合わせるように努めること。

施工者側で「打合せ申請書」の作成をお願いします。詳細は裏面をご確認ください。

4 関係作業員に対し、作業内容を周知徹底させること

関係作業員に対して感電の危険性を十分周知させるとともに、その作業標準を定め、これにより作業が行われるよう必要な指導を行うこと。

◆労働安全衛生法第74条

都道府県労働局長は、免許を受けた者が故意または重大な過失により重大な事故を発生させた場合はその免許の取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

上記事項を遵守していただけない場合は労働基準監督署に通知いたします。
また補償金の請求や、会社名の公表を実施させていただく場合があります。

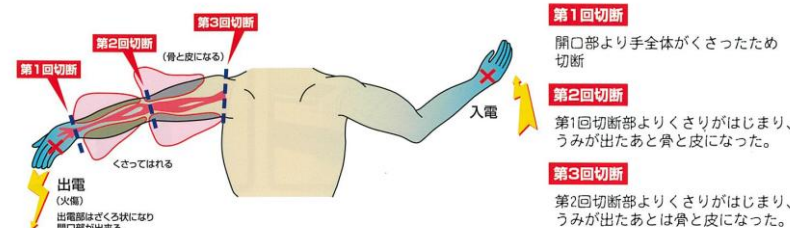
もし事故を起こしてしまうと！



感電による傷跡の状況例………両腕切断

被災の状況

- ・電気は右手から入り左手より出た。
- ・被災者の両腕は火傷により“穴”があいた。
- ・電気の流れた部分がしだいにくさはりはじめ10日間くらいの間隔で腕の切断をくり返し両腕が肩からなくなった。



「打合せ申請書」作成の流れ

①工事計画を受付システムに登録



HPリンク※

(電線の近くで作業される方へ)

②打合せ申請書の審査・回答

作成していただいた打合せ申請書の内容を審査した結果、問題なければ申請者宛てにメールにて回答します。これにより「打合せ完了」となります。
※場合により現地で打合せを実施することもあります

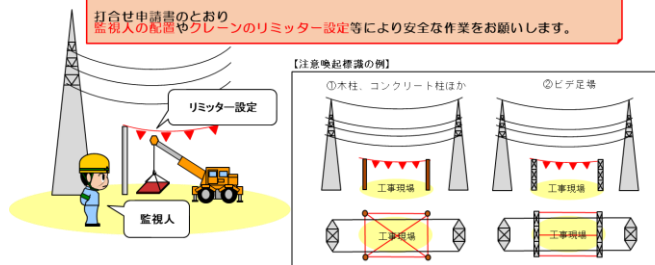
メールにて申請書の審査結果を送信



打合せ申請書に基づいて作業実施してください。必要に応じて送電線下に送電機起機機を配置していただく場合があります。(下図参照)

③送電線下での作業を実施

打合せ申請書のとおり、監視人の配置やクレーンのリミッター設定等により安全な作業をお願いします。



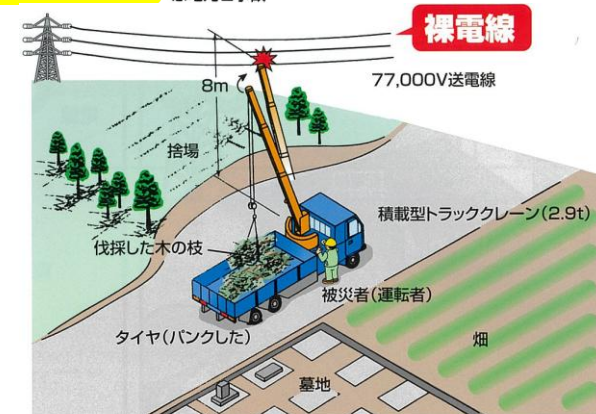
送電線接近作業打合せ申請書			
管理番号	申請者入力欄		
工事件名	〇〇県〇〇市		
工事場所	住所	〇〇〇〇市	〇〇〇〇〇〇
送電線路名	77 kV	〇〇〇〇	〇〇〇〇
工事概要	・ポンプ車 (h=10m) による基礎工事 〇/〇-〇/〇 ・2.5tラフタークレーン (h=15m) を使用して建て方工事 〇/〇 ・内外装工事は手作業による施工		
発注者	発注者名	〇〇 〇〇	部署・担当者
施工会社	会社名	〇〇〇〇建設	連絡先
現場責任者	〇〇 〇〇	連絡先 (携帯)	0265-00-0000
打合せ希望日	第一希望	2024年11月10日11時	打合せ可否回答
	第二希望	2024年11月11日15時	打合せ可否回答
			添付画像
			有
【離隔確認図】			
電線までの地上高さ 13m			
安全な離隔距離	電圧	〇〇〇ボルトのため	m以上
安全な離隔距離	電圧	77 〇〇〇ボルトのため	4m以上
安全な施工高さ	9m以下		
支持物から	m以上		
安全な離隔距離			
【保安対策計画】			
1 クレーンの高さ制限リミッター機能を9mに設定 2 監視人・作業員が安全な施工高さ (9m) を遵守して作業を行えるよう監視 3 配置検討図の内容を遵守し、重機を使用する			
【中部電力パワーグリッド側からの指示事項】			
1 電線に触れなくても放電し電気事故が発生します。クレーン等重機の使用は確実に安全な離隔を確保して作業してください。 2 送電線下での作業は、作成した保安対策計画を遵守し、電気事故防止に努めること。 3 本打合せ内容は、必ずオペレータおよびすべての作業員に周知徹底すること。			
打合せ年月日	年 月 日	打合せ方法	申請書審査にて実施
中部電力パワーグリッド (株) 打合せ者		施工会社名・所属	氏 名
お客さまへのご案内 HPリンク	HPリンク		
(送電線に関する各種申込み)	(クレーン事故の復旧依頼)		
中部電力パワーグリッド (株)	〇〇支社 送電グループ	TEL	0265-00-0000
連絡先		FAX	0265-00-0000
		電話受付時間	月～金曜日 (祝日および年末年始を除く) の8:30～17:10

※ご記入いただいた個人情報、電気事業における送電線接近作業に関するご連絡および、これらに付随する業務を行うために利用させていただきます。

～中部電力パワーグリッド連絡先～

送電線事故事例

荷降ろし作業中に発生した77,000V送電線への接近による感電死亡事故



電圧ごとの離隔距離 (電気事故を防ぐためには、離隔距離を確保)



※受付システムのHP: 【中部電力パワーグリッド 送電線 作業】で検索

URL: <https://powergrid.chuden.co.jp/goanna/ippan/information/use/websystem/densen/>

事業所名	電話番号	主な担当区域
長野支社 送電グループ	[026] 400-6909	長野市, 千曲市, 中野市, 須坂市, 飯山市, 上水内郡, 埴科郡 (坂城町の一部), 上高井郡, 下高井郡, 下水内郡, 東筑摩郡 (麻績村)
上田支社 送電グループ	[0268] 84-6900	上田市, 佐久市, 小諸市, 東御市, 小県郡, 埴科郡 (坂城町の一部) 北佐久郡, 南佐久郡
松本支社 送電グループ	[0263] 52-2332	松本市, 塩尻市, 東筑摩郡 (朝日村, 山形村), 木曽郡, 大町市, 安曇野市, 北安曇郡, 岡谷市, 東筑摩郡 (筑北村, 生坂村), 諏訪市, 茅野市, 諏訪郡, 上伊那郡 (辰野町)
飯田支社 送電グループ	[0265] 53-6919	飯田市, 駒ヶ根市, 伊那市上伊那郡 (飯島町, 宮田村, 中川村, 箕輪町, 南箕輪村), 下伊那郡, 静岡県 (浜松市の一部), 愛知県 (豊根村)